

環境アセスメントに就いての一考察

札幌工業高校 正員 戸沢 哲夫

1. はじめに

環境アセスメントにかかわる環境影響評価制度に就いては国及び地方自治体にその制度化への動きが見られ
色々な異問題の検討内容の討議がなされている。

ここでは若干の資料を参照し環境影響評価の手続上にかかわる問題に対処考察する。

2. 条例案に就いて

道では51年2月に「環境影響評価に関する条例案要綱」を作成し目下審議会に於て条例要綱の審議が
行はれて居る。その手続は図-1に示してある。¹⁾

図-1 環境影響評価の手続フローチャート(北海道)

又我国で最初のアセスメント条例
を51年9月に実施した川崎市の
場合に関する環境影響評価に就
いての手続は図-2に示した。²⁾
両者と参照しその共通の問題と見³⁾
るに審議会に於ける今後の策定内容
は次の通りである

1. 評価項目
2. 環境保全水準
3. 環境影響評価の対象事業
4. 専門的機関の設置
5. 体制の整備

以上の項目からみると

1. の評価項目にかかわる評価
範囲は空気、水、生物等自然的
環境の質に変化を与えると予想
される項目すべてが含まれている。⁴⁾
2. に就いては評価基準が問
題となる。
3. に就いてはガイドラインの規定
に従い決定することになる。

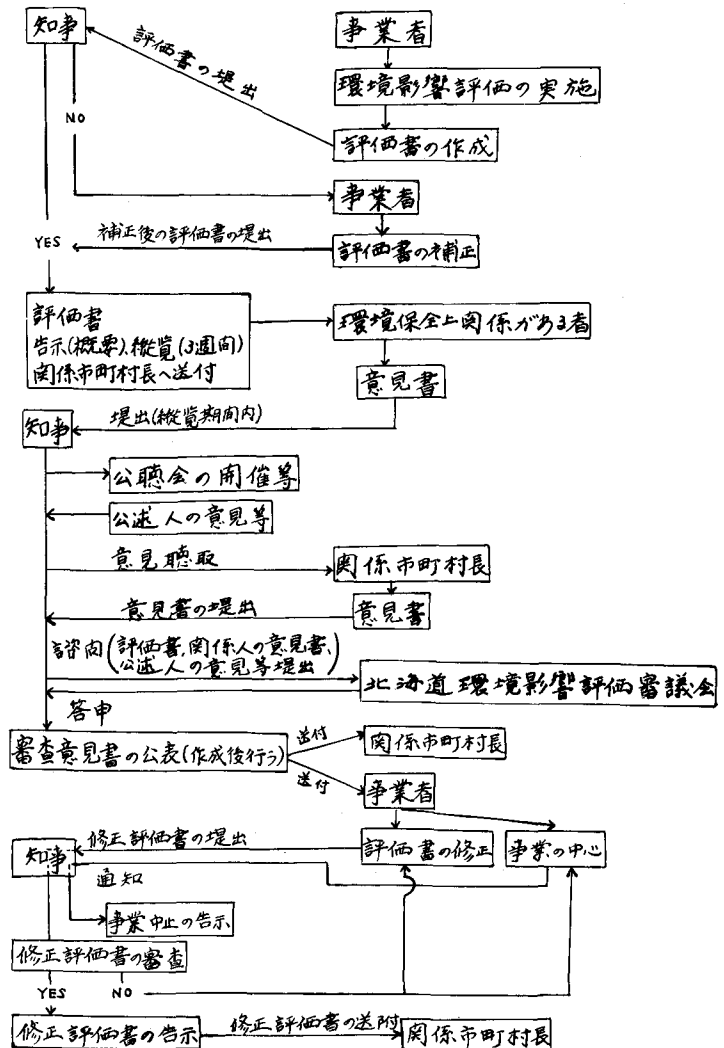
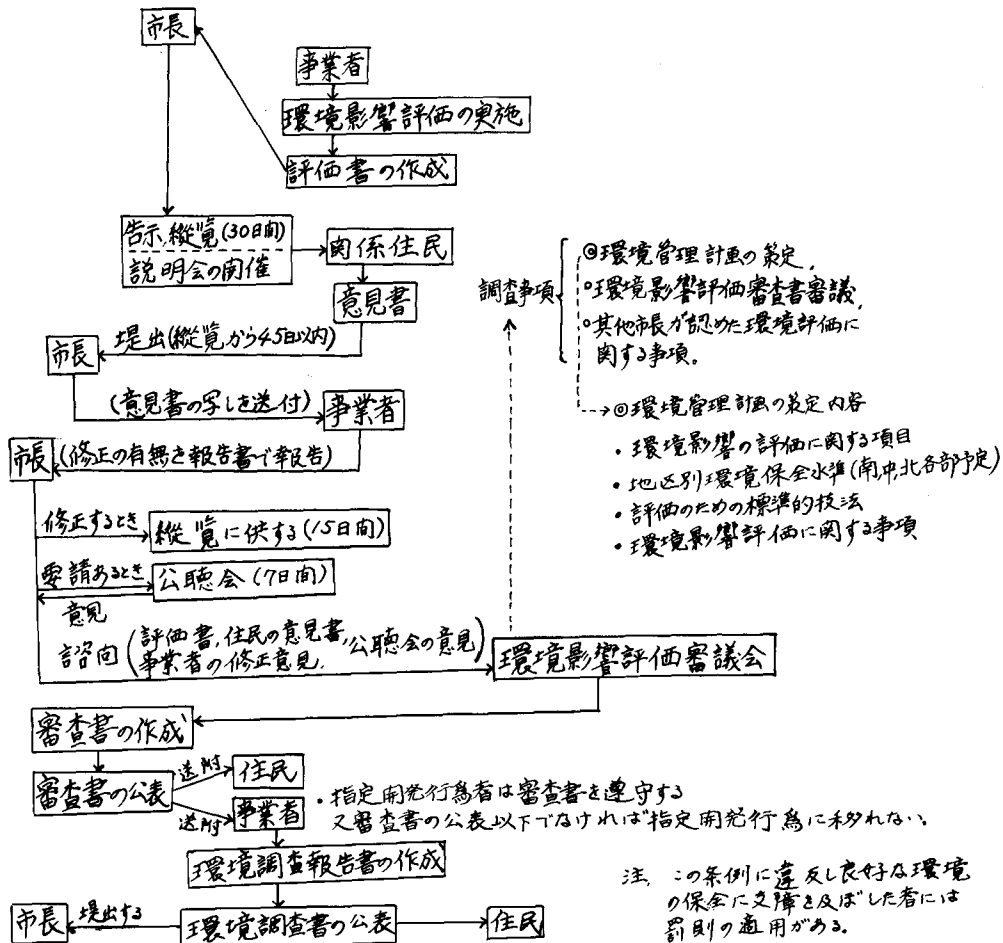


図-2 川崎市環境アセスメント条例のフローチャート



以下この問題に就いて実施例のあるカルフォルニア州の例を参照する

3. カルフォルニア州に於ける環境アセスメント実施状況

アメリカに於ける環境アセスメントの実施状況に就いては約半数の州が環境保護法を制定している。⁵¹⁾

参考迄に連邦政府と州政府の各省庁の所管にかゝる開発行為についての運用システムをみると、1969年

に環境諮問委員会(CCEQ)が大統領に創設されこれにともない国家環境政策法(THE NATIONAL ENVIRONMENTAL POLICY ACT, NEPA)が制定され連邦政府の実施するプロジェクト(ダム、ハイウェイ、原発等)

についてはEIS (ENVIRONMENTAL IMPACT STATEMENT, 環境影響報告書) の作成が義務付けられた。

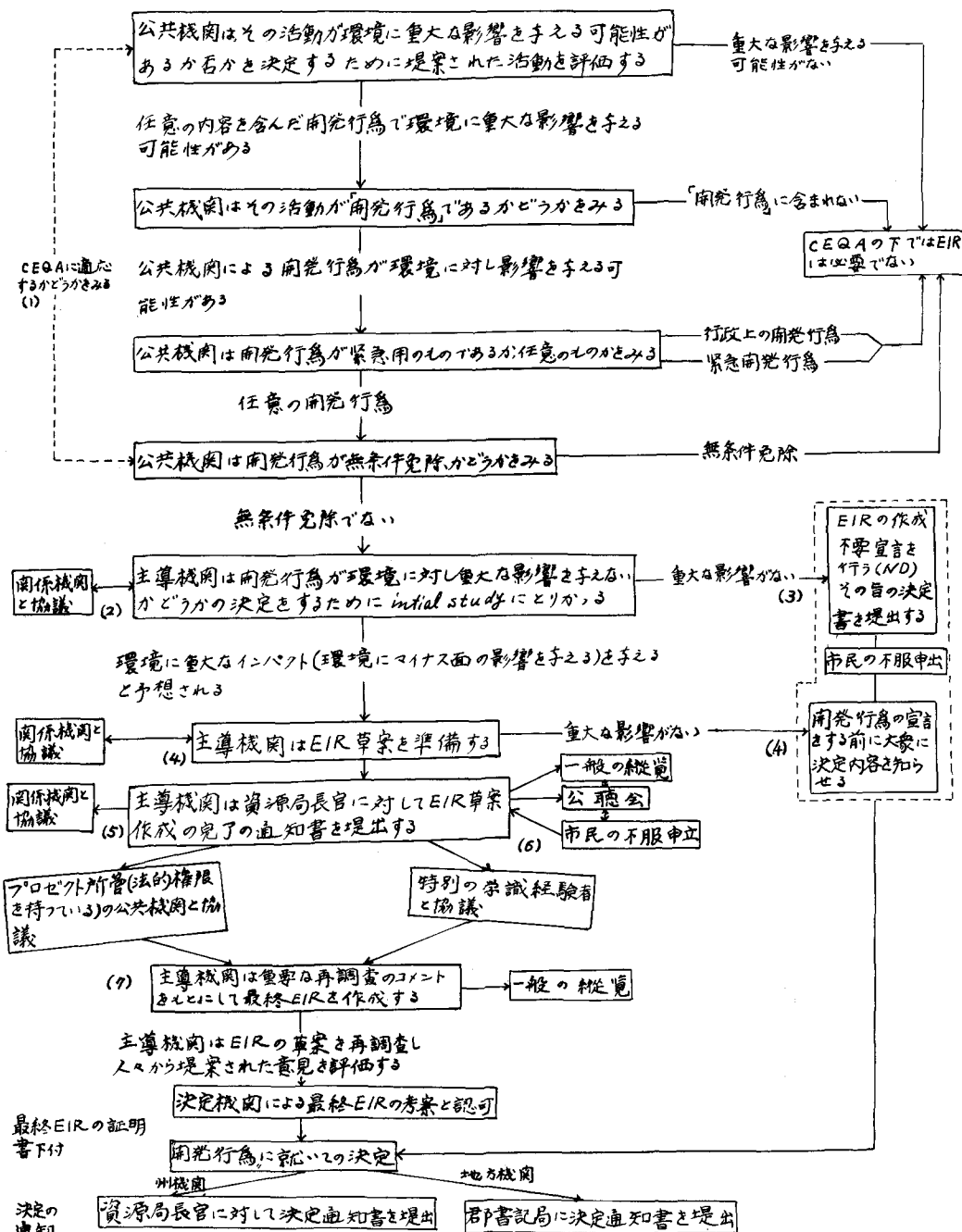
このEISの内容としては5項目の検討課題が含まれている(提案される開発行為が環境に対するインパクト、不利なインパクト、そのインパクトが回避可能か代替案、短期的あるいは長期にわたる生産性)。

このNEPAに対しカルフォルニア州では1970年に上記5項目に6.波及的に生ずるインパクト,7.緩和方法の2項目を加えたかたのCEQA(CALIFORNIA ENVIRONMENTAL QUALITY ACT,カルフォルニア環境保全法)

を制定した。CEQAはカルフォルニア州における全てのプロジェクト(公共民向の如何を向はない)に対して適用され州政府の実施するプロジェクトに関してはEIRの作成が義務づけられている。

こゝでは主に制度が整備されているカルフォルニア州フレズノ郡の環境アセスメントの手続とみてそのフローチャートと図-3に示した。^{7) 8)} 環境影響報告書のプロセスは州のEIRガイドライン⁹⁾から引用したものでありこれにフレズノ市の環境保全法のガイドラインを考慮して市の計画局で適用の実際化と計ったものである。

図-3 カルフォルニア州フレズノ郡環境影響報告書の手順(フローチャート)



図の中に使用されている用語の内容は下記による。

緊急開発行為：災害時に於ける場合の直接救済を目的として行う生活上、健康保全上、財産損害防止を目的とした開発行為。

行政上の開発行為：建築許可、個々の開発行為等の接統等の認可など法の指令により規定された政府の決定により認可された開発行為。

任意の開発行為：認可を前提とした開発行為が公共機関により法令、条例規則の適用により認可された開発行為。

無条件免除：環境に重大な影響を与えないと見做される開発行為が資源局の決定により 14 categorie に含まれて居る CEQA の要求から除外されている。

主導機関：環境に重大な影響を及ぼす開発行為に対して環境文書の取りまとめを行う主体的責任をもった公共機関である。

フローチャートを進めるに当り常に基本的に取り扱っている面は環境アセスメントのプロセスを設定する場合に各番節にある環境保全法と州の EIR ガイドラインと CEQA に応じた Initial Study に基づきこれらの計画のオーパスがふみだされて居る。又環境アセスメントを進めるに当り問題となる部分はプロジェクト(開発行為)に起因する結果が環境に与える影響として重大な害をもたらすと予想されるか、又は重大な害をもたらすことがないであろうとする決定にともなう基準のアウトラインを見出すことであり EIR を作成する場合上記の点と考慮しつづ準備する。この様な開発行為とは公共土木工事、それに関連した活動、土地の整地、公共建設物の改良工事、主として土地の開発に関連した法令条例の適用を受ける許可事業を指す。以下 EIR 作成上考慮する部分と要点的に記す全体を 7 つに区分する。

(1) 開発行為が CEQA に適するかどうかをみる。

環境に与える影響が重大なマイナスをもたらすであろう開発行為であるかをみる。この場合 CEQA の適用を受けるかどうかの判断は州法令により開発行為として含まれているかどうかを公共機関が判断する。

(2) 一次調査 (INITIAL STUDY)

そのプロジェクトが環境に対して著しい影響を与えるものであるかを審査し判定する著しい影響があるかどうかを判断するためには情報と得るための資料の提供と民間業者に求めることが出来る。この段階では担当役人が報告書草案の作成に取りかかる又はコンサルタント自らが作成に取りかかる。この場合計画書は否定宣言と EIR 草案にとりかかる前に他の公共機関と協議する。

(3) 報告書の作成を必要としない旨の宣言 (否定宣言)

プロジェクトが環境に対して著しい影響を与える可能性がないと思はれるとき報告書の作成を必要としない旨を宣言する。然しこの否定宣言は文書にしてその宣言理由を明記しその判定の根拠を明らかにして公開することになる。関係市民はこの宣言に対して一定期間内不服申出が出来る。

否定宣言は主導機関 → 環境保護委員会 (EPC) → 郡書記局の順序で認可の形式で提出される。

環境保護委員会はフレズノ郡管理委員会 (BOARD OF SUPERVISORS, FRESNO COUNTY) で任命された会であり開発行為に関する認可と法律の規定による権限を有している。

(4) 決定書の提出

EIR を作成するか又は作成の必要がないかを決定してその旨の決定通知を行う開発行為が州に於ける場合には資源局長官に提出の可否と文書で連絡する。又郡に於ける場合はフレズノ郡管理委員会に提出する。

(5) DRAFT EIR の提出 (草案の提出)

開発行為に関する一次調査を行った結果環境に著しい影響を与えることが判明しそれに伴う手続きを完了してから EIR 草案作成に移る。この場合一般的には草案作成に他の関係機関と協議したりコンサルタントに委嘱したりしながらあらかじめ決められた時間設定内で作成する。草案が完了すると完了通知と上記(4)の場合にならういふやり

の上司に提出する。即ち州の場合資源局長官に提出する。

(6) 一般の縦覧及び公聴会

草案は一般の縦覧に付されその意見希望などが求められる。又特別の専門の学識者もそのコメントを求める。又市民の要求により公聴会が開かれる。

(7) FINAL EIR の作成(最終案の作成)

官と民に対するプロジェクトに関わる市民の意見希望及び学識者もそのコメントを評価し参考となる最終報告書(FINAL EIR)を作成し行政局に提出しその証明書が交付される。最終報告書はそれぞれ行政局の政策決定者へ送られる。政策決定者は州の場合は知事の委任を受けた資源局長官でありフレズノ郡の場合はフレズノ郡管理委員会である。郡は郡長ではなく市民の選挙(5地区)により選ばれた市民代表の5人で管理委員会を組織し郡管理を行っている。

4. EIR の作成内容

下記の様なものが含まれている。

- (1) 環境に於ける開発行為の直接、間接の影響を記述するがこの場合長期と短期の影響の両方を考慮せねばならない。
- (2) 提案されている開発行為が実施された場合何らかのマイナスの影響があるとした場合の取扱い。
- (3) 提案された開発行為が途中で変更出来ない場合の取扱い、即ち開発行為にとれない資源の回復が不可能である場合。

以上の点に関する EIR の作成上の対応策は

- (a) 景観、土地利用人口の分布状態、自然界の変化、生態系の変化、資源領域を明細に述べる。
 - (b) 記述内容として人間への HEALTH と環境評価に関する審美的な面に就いても記述する。
 - (c) この場合開発行為に関連して起きた環境破壊は取り返すことが出来ない危険があるので消費の適正化を計り確実な評価とする
- (1) — (a), (2) — (b), (3) — (c) とような問題提起に対する指示を与えている。

5. 環境影響評価制度に就いての考察

前記4.の部分でも明らかな様に環境アセスメントを実施する場合に具体的に問題の考察を計るためにはなまじく資料と高度な解析が要求される時間設定も自己意に入ると相当な困難が予想される。又現実には環境破壊と経済の進捗を見ると二者択一は許されず環境破壊をもちうす開発行為にあつては消費を押しやるか経済的側面との両方に立つた影響度を見たとて開発のあり方を検討する必要がある。

又環境アセスメントを導入する必要があるが影響評価する段階で問題になるが8)の資料中でも指摘して居る様に開発行為が行はれている段階ですでに環境の自然的特性に於て状態変化している現状ではインパクトのかわりで処理していない場合も起り得る。又評価のあり方で問題になるが処理方法として将来起り得る問題を提起しながらアセスメントを作成しているが開発途上に於て当初全く考へて居なかつた影響要素が入ると対応出来なくなると云つた問題が起る。

又公聴会の評価のあり方についてであるが住民の意志とどの様に考慮するかいたずらに対立抗争を生み開発行為の行きすぎり起している例が少なくないの指摘がなされている。¹⁰⁾ これに対し住民参加はあく迄情報への参加とみる向きもある。¹¹⁾ 又地域住民から意見が聞かなくとも関係審議会の意見でよく環境問題の自己意は達成される等の意見がある。今後住民意識の評価とどの様にするかこれに対する開発行為との関連性と多角的な面からどうなれば評価の価値判断は困難である。最後は影響評価の基準の設定であるがアメリカの研修視察で指摘されていたが専門のスペシャリストに於てそれぞれ違った意見を述べる関係上それを決定づけるのは更に困難であると、

従つて基準値の設定は容易なことではないが判定条件の明らかな部分から初めて実効性のある運用を期待する向もありこれらの設定に反対の意向もある。環境破壊をもたらす原因を可能な限り除去するため手法はテクノロジ・アセスメントに負う部分もあるが行政、市民、企業全体がこの困難な問題を解決するためにあらゆる努力を惜しまない心掛けを持つ必要がある。本調査は環境情報科学センター主催によるアメリカ視察研修の一部として報告した次第です。本調査の作成に当り貴重な御助言を賜った北大工学部尾崎晃教授に心より感謝致します。

参考文献

- 1) 北海道環境白書'76 北海道生活環境部 5.1.7
- 2) 川崎市環境影響評価に関する条例 川崎市役所環境管理室 5.1.10
- 3) 環境影響評価の制度化について 北海道公害対策審議会
北海道自然環境保全審議会
環境影響評価制度化小委員会 50.10.29
- 4) 環境影響評価の制度化について 環境庁環境管理課長 小野寺秀雄
- 5) アメリカにおける環境アセスメントの現状と事例 丸田頼一 環境情報科学 5-3, 1976
- 6) カリフォルニア州における環境アセスメントについて 中村梢次郎 全国建設業協会
- 7) REPORT ON ENVIRONMENTAL PROCESS PREPARED BY THE DEVELOPEMENT SERVICES DIVISION, DEPARTMENT OF PLANNING AND INSPECTION CITY OF FRESNO
REVISED-JULY, 1976
- 8) COUNTY OF FRESNO REGULATION AND PROCEDURES FOR THE IMPLEMENTATION OF THE CALIFORNIA ENVIRONMENTAL QUALITY ACT OF 1970
BY: FRESNO COUNTY BOARD OF SUPERVISORS AMENDED: NOVEMBER 10, 1975
- 9) "STATE EIR GUIDE LINES" STATE OF CALIFORNIA CALIFORNIA ADMINISTRATIVE CODE
- 10) エネルギーと公害 エネルギー・ジャーナル社 1976.4.1 NO 407
- 11) 日本における環境アセスメントの問題点 島津康男 環境情報科学 5-2, 1976
- 12) 環境影響評価制度のあり方について(検討結果のまとめ)---全文--- 50.12.22
中央公害対策審議会防止計画部会